



防犯こうち

NO 13

発行編集

高知県風俗環境浄化協会
〒780-0056
高知市北本町一丁目9番20号
電話088-875-9861
FAX 088-875-9862
HP <http://www.kochi-bouhan.jp>

**令和8年度は
風俗営業「ぱちんこ屋」対象の定期講習があります。**

風俗営業の第4号営業(ぱちんこ屋)の風俗営業管理者の皆さんは必ず受講してください。

管理者制度

管理者講習



○定期講習

おおむね3年に1回

○処分時講習

処分の日から
おおむね1年以内に1回

○臨時講習

必要の都度

法第24条第7項

風俗営業者は、公安委員会からその選任に係る管理者について講習を行う旨の通知を受けたときは、当該管理者に講習を受けさせなければならない。
(風俗営業者の義務です。)

管理者の業務を適正に実施していただくための講習です。

【風俗営業管理者講習の予定】

地区別	日 時	場 所	対 象
高 知	12月9日(水) 13:30 ~ 17:30	高知市大津乙 807-1 高知東警察署大会議室 TEL(088)866-0110	高知警察署、高知南警察署、高知東警察署、室戸警察署、安芸警察署、南国警察署の管内に所在する営業所の管理者
須 崎	12月11日(金) 13:30 ~ 17:30	須崎市山手町 1-8 須崎警察署会議室 TEL(0889)42-0110	土佐警察署、佐川警察署、須崎警察署、窪川警察署の管内に所在する営業所の管理者
幡 多	12月16日(水) 13:30 ~ 17:30	四万十市右山 2034-17 中村警察署大会議室 TEL(0880)34-0110	中村警察署、宿毛警察署の管内に所在する営業所の管理者

○講習実施予定期日の**30日前まで**に「**管理者講習通知**」を風俗営業者の方に通知をさせていただきます。

○病気等で受講できない場合は、期日の**10日前まで**に、最寄りの警察署に「**理由書**」の提出が必要となります。

○管理者講習を受けさせなかった風俗営業者は**指示処分の対象**となります。